

# 「学校いじめ防止基本方針」

北海道札幌琴似工業高等学校 (定時制課程)  
平成 26 年 3 月 27 日 施行  
令和 5 年 4 月 1 日 改訂  
令和 6 年 2 月 14 日 改訂

# 学校いじめ防止基本方針

北海道札幌琴似工業高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題根本的な克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点が重要である。この観点に立脚し、学校の教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心を涵養するとともに生徒が自己有用感をもって充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図る。

また、生徒には、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。

上記のため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識する。
- ・多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや、被害、加害の関係が比較的短期間で変わる事実を踏まえ対応する。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応するが、そういう事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有し対応する。
- ・「発達障害を含む障害のある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒」等、特に配慮が必要な生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当すると判断し両者を対象とする。
- ・ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ・「いじめの未然防止及び早期解決は、学校・教職員の重要な課題」と認識する。

## 3 いじめの内容

### (1) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## (2) いじめの要因

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振るまいを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・いじめは、生徒の人権に関する重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、期間を定め、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。このことは被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

- ・いじめを未然に防止し、早期に発見するため、いじめ防止委員会を設置する。
- ・いじめ防止委員会は校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、該当学科長、該当担任、スクールカウンセラー、養護教諭、該当学年主任で組織する。
- ・学校いじめ基本方針は必要に応じて「いじめ防止委員会」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しを実施する。
- ・日常の指導体制は別紙1のとおりとする。

### (2) 緊急時の組織的対応

教職員はいじめを発見した場合等において組織的に対応すること。

- ・教職員は、いじめを発見した場合等は、速やかに学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応に繋げる。
- ・教職員は、学校いじめ対策組織で情報共有を行った後は、組織的な対応の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- ・教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別紙2のとおりとする。

### いじめへの組織的な対処の流れ

①いじめ発見・報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・生徒の変化への気付きや、アンケート調査、相談によりいじめを発見した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。</li></ul>
②情報の収集・集約	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校いじめ対策委員会は、教職員、生徒、保護者、地域の方等からいじめに関する情報を収集し、事実と憶測や推測を区別して、すべて記録する。</li></ul>
③指導・支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・集約した情報をもとに方針を決定し、指導支援体制を構築する。</li><li>・役割を分担するに当たり、具体的に、いつ、誰が、どのように支援を行うのかを明確にする。</li></ul>

## 5 いじめの予防（教育支援検討委員会とタイアップ）

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるため、以下の取組を行う。

### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

## (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

## (3) 教育相談の充実

- ・相談週間の実施（5月、9月、1月）

## (4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

## (5) 情報教育の充実

- ・「工業情報数理」等における情報モラル教育の充実

## (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

## 6 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。（別紙3・4参照）

## 7 いじめへの対応（教育支援検討委員会とタイアップ）

### (1) 生徒への対応

#### ① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

#### ② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

### (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしたたりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

### (3) 保護者への対応

#### ① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明を行い、いじめ解決に向けて協力要請をする。

(4) 関係機関との連携

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ネットいじめを予防するため、保護者への啓発及び「工業情報数理」等における情報モラル教育の充実を図る。

(3) ネットいじめへの対処

ネットいじめについても別紙2のとおりに組織的に対処する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは以下の場合とする。

- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の金品を奪い取られた場合
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- (連続した欠席の場合は、状況により判断)

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、支援を得て解決にあたる。

- ・いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- ・重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態発生の防止に努める。

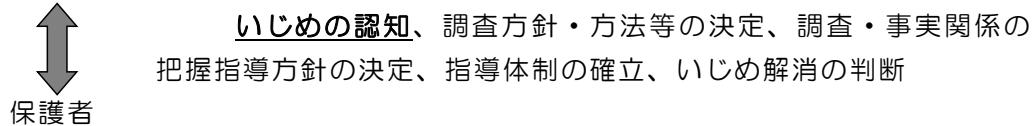
## いじめの対応について

アンケート調査、相談・通報等 → 教職員

相談窓口：生徒指導部長 → 管理職

学校いじめ対策組織で対応 ←→ 職員会議

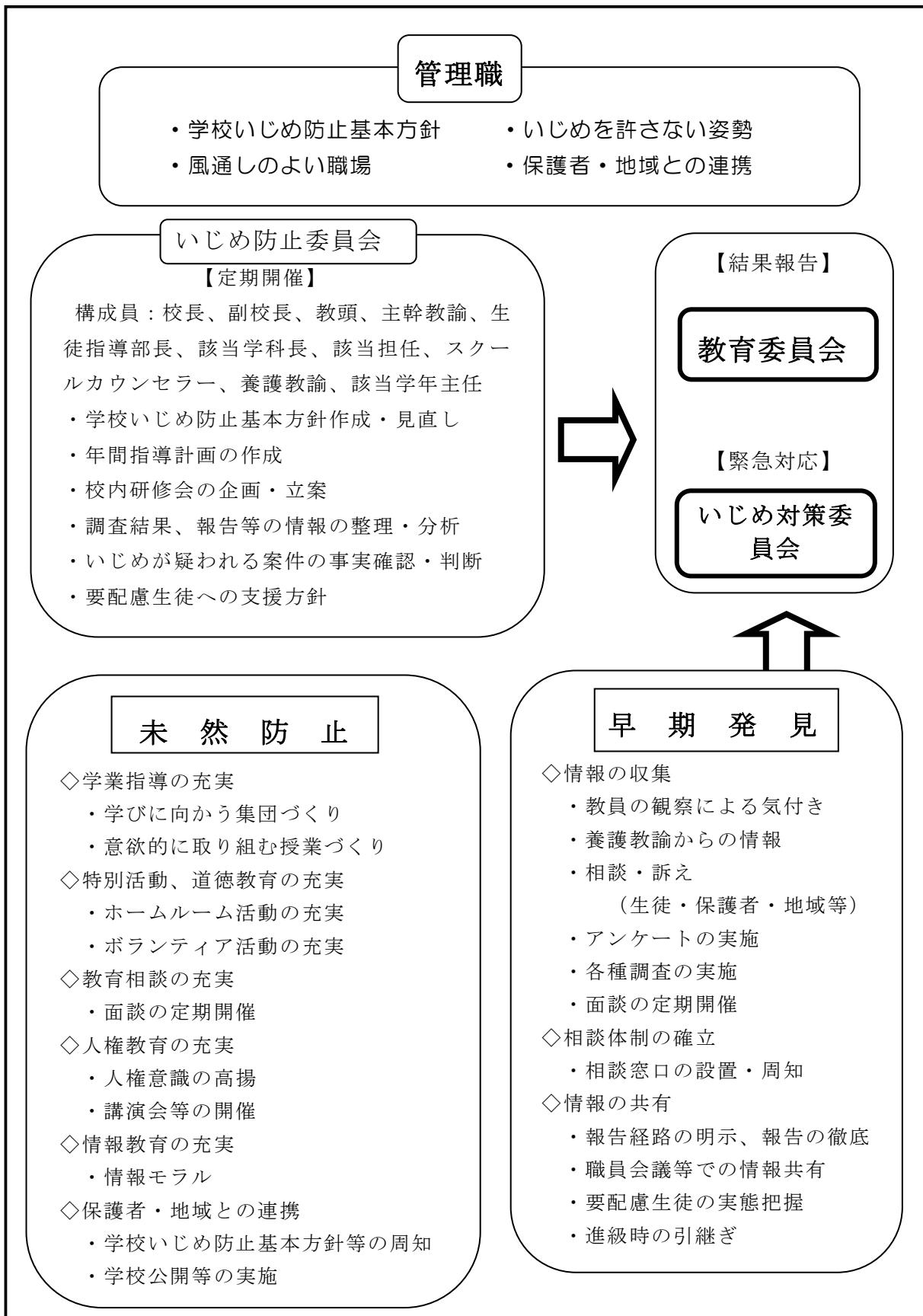
いじめ対策委員会：別紙2参照



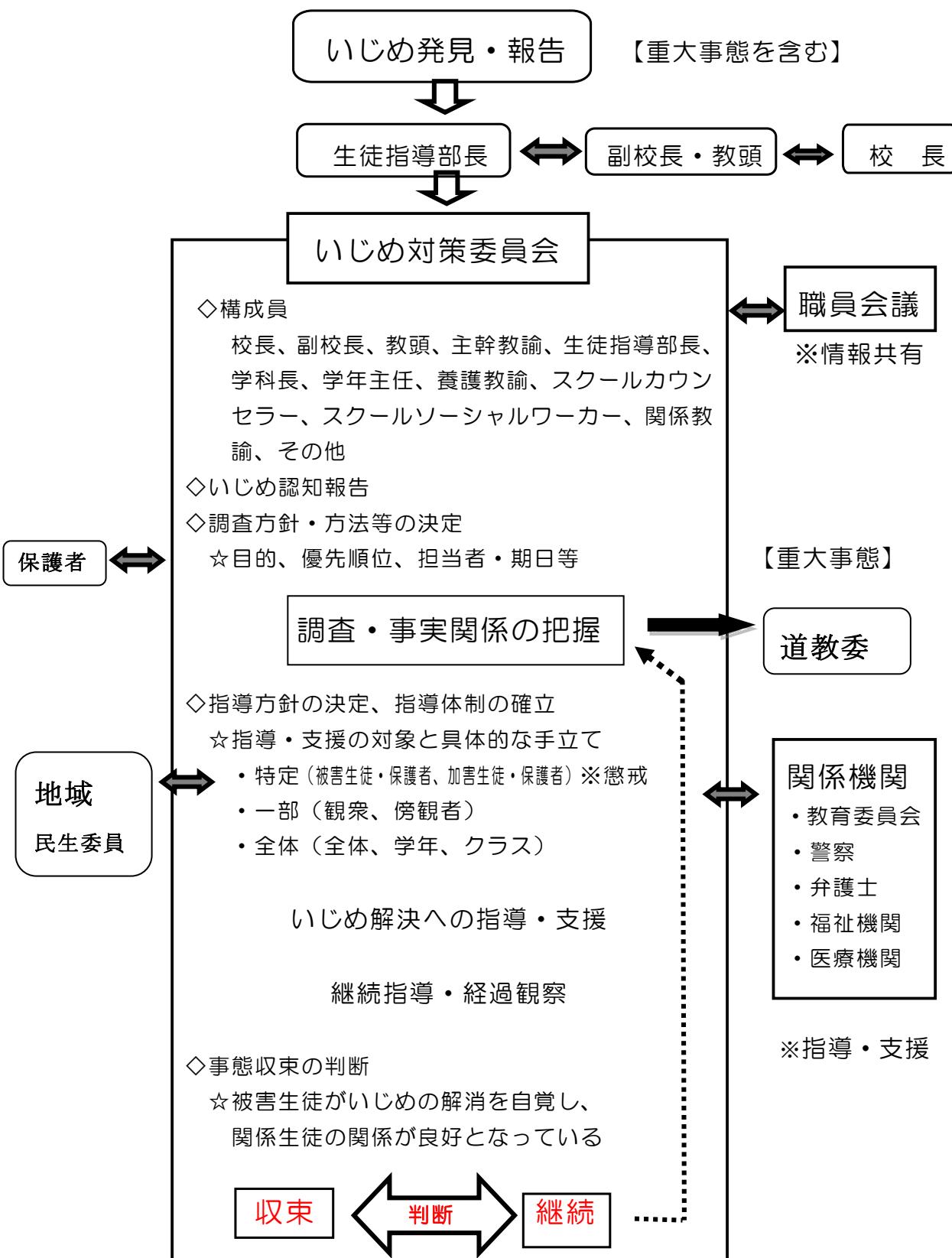
「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当すると判断し両者を対象とします。

- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが「解消している」状態とは、
  - いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



### 別紙3

#### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のS.H.R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 口体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

#### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

## 別紙4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

#### サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる
  - 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
  - 何か起こると特定の生徒の名前が出る
  - 筆記用具等の貸し借りが多い
- 
- 壁等にいたずら、落書きがある
  - 机や椅子、教材等が乱雑になっている

### 2 家庭でのサイン

#### サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあったりする
- 遊び友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする

- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
- 登校時刻になると体調不良を訴える
- 食欲不振・不眠を訴える

- 学習時間が減る
- 成績が下がる

- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
- 自転車がよくパンクする
- 家庭の品物、金銭がなくなる
- 大きな額の金銭を欲しがる

様式 「学校いじめ対策組織」会議録 記録（第1回目用）

報告日 年 月 日 曜日			作成者	
校 長	副校長	教 頭	合 議	

1 開催日等

開催日時	年 月 日( ) : ~ :	開催場所	
出席者			

2 概要

被害児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
加害児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
関係児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
問題行動態様			
発生期間(日)	年 月 日( )～	年 月 日( )	
概要	※いつ、どこで、誰が、誰に、どのようなことを（どの程度）、行ったかを記載		

3 いじめの認知判断

いじめの認知	いじめとして認知・いじめの重大事態として認知・いじめとして認知しない
--------	------------------------------------

4 指導・支援の内容

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童生徒			
被害の保護者			
加害児童生徒			
加害の保護者			
関係児童生徒			

5 教育委員会や関係機関等への報告・連絡・相談及び連携

<関係する連携先記載欄>

※本記録は1回目の学校の取組の検証・改善の他、保護者説明、教育局等の報告に活用する書式です。

様式 「学校いじめ対策組織」会議録 記録（第2回目以降用）

報告日	年	月	日	曜日	作成者	
校長	副校長	教頭		合議		係

1 開催日等( 第 回目 )

開催日時	年　月　日（　）　：～　：	開催場所	
出席者			

2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

3 今後の指導・支援、指導体制

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童生徒			
被害の保護者			
加害児童生徒			
加害の保護者			

4 校長指導事項

--

※この様式は、2回目以降の対策委員会で活用するための様式です。

主に学校の指導・支援や児童生徒及び保護者の状況、今後の対応方針を記載するための様式です。

様式 「学校いじめ対策組織」会議録 記録（いじめの解消決定記録）

報告日 年 月 日 曜日			作成者	
校 長	副校長	教 頭	合 議	係

1 開催日等

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :	開催場所	
出席者			

2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

3 いじめ解消の判断基準

いじめに係る行為が止んでいる状態の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
解消の要件	<p>① いじめに係る行為が止んでいること ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。</p>

4 いじめ解消係る校長の判断

--